

## 法人タクシー事業者の営業所に配置する最低車両数の緩和に関する協議について

### 1)方針・方向性(協議決定事項)

「合資会社 浅舞タクシー」及び「合同会社 沼館タクシー」から要望のあった以下の事項についてご協議いただきたい。

・浅舞タクシーの営業所に配置するタクシーの最低車両数を「3両」以上とすること。

・沼館タクシーの営業所に配置するタクシーの最低車両数を「2両」以上とすること。

### 2)法人タクシー事業者の営業所に配置する最低車両数に関する規制の概要

○法人タクシー事業の許可、事業計画変更に係る認可その他の法人タクシー事業に関する様々な審査基準は、「平成29年東北運輸局公示第38号 法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」(以下「審査基準」という。)により定められている。

○審査基準により、横手市を営業区域とする事業者については、その営業所に最低でも「5両」以上のタクシーを配置しなければならないとされているが、経過措置により平成14年1月31日現在においてタクシーの配置車両数が5両未満の営業所に対して、当該規制は適用しないこととされている。

○上記経過措置により、営業所に配置されたタクシーの車両数が5両未満の事業者であっても事業を継続することは可能であるが、5両未満の状態からさらに減車するという事業計画の変更はできないこととされている。

●浅舞タクシー及び沼館タクシーの現行の事業計画における配置車両数

・浅舞タクシー・・・4両

・沼館タクシー・・・3両

### 3)要望書が提出された経緯

○令和2年4月16日、東北運輸局より「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」が発出され、事業計画の変更を要せず、タクシー車両を休車することのできる特例措置が講じられることとなった。

○浅舞タクシー及び沼館タクシーについて、上記特例措置を活用する形でそれぞれタクシー車両を1両ずつ休車する手続を行った。

○特例措置の適用期限は令和6年3月31日であり、休車したタクシー車両については当該期限までに通常使用できるよう車両整備、各種任意保険加入その他の必要な措置を講じなければならないとされている。

○休車したタクシー車両を通常使用できるようにすることは、特例措置を活用した多くの事業者にとってコスト面等から非常に困難であることを背景に、令和5年11月29日、審査基準の一部が以下のように改正された。

**・「市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合は、最低車両数に係る基準によらず、当該市町村に限り、最低車両数を2両以上とすることができる。」**

○上記の基準改正を受け、浅舞タクシー及び沼館タクシーから要望書が提出されたものである。

#### 4) 検討事項・具体的実施プラン

---

○浅舞タクシーは昭和40年から、沼館タクシーについては大正10年から現在に至るまでタクシー事業を展開しており、また、横手デマンド交通の運行事業者でもあることから、横手市の地域公共交通を支える存在であることに疑いの余地はない。

○地域公共交通サービスの持続・維持という観点において、交通事業者の事業継続は最優先事項であると考えられるため、要望事項については「承認すること」としたい。なお、要望事項を承認することにより事業計画上はタクシー車両がそれぞれ1両ずつ減少することになるものの、実態としては変わらないため（コロナ特例以降、現に浅舞タクシーは3両、沼館タクシーは2両で営業している）、地域の公共交通サービスが低下するというものではない。

別表（秋田県）

県別	営業区域	車両数
秋	(1) 秋田交通圏（秋田市）	5両以上
	(2) 能代市（ただし、平成18年3月21日に合併された旧山本郡二ツ井町の区域を除く）	
	(3) 横手市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の区域を除く）	
	(4) 大館市（ただし、平成17年6月20日に編入された旧北秋田郡比内町、田代町の区域を除く）	
	(5) 本荘市（由利本荘市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧本荘市の区域に限る））	
	(6) 男鹿市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧南秋田郡若美町の区域を除く）	
	(7) 湯沢市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧雄勝郡雄勝町、稲川町、皆瀬村の区域を除く）	
	(8) 大曲市（大仙市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧大曲市の区域に限る））	
	(9) 鹿角市	
	(10) 鹿角郡（小坂町）	
田	(11) 北秋田郡（大館市（ただし、平成17年6月20日に編入された旧北秋田郡比内町、田代町の区域に限る）、北秋田市、上小阿仁村）	5両以上
	(12) 山本郡（能代市（ただし、平成18年3月21日に合併された旧山本郡二ツ井町の区域に限る）、八峰町、三種町、藤里町）	2両以上
県	(13) 南秋田郡（男鹿市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧南秋田郡若美町の区域に限る）、潟上市、井川町、八郎潟町、五城目町、大潟村）	5両以上
	(14) 由利郡（由利本荘市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧由利郡矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町の区域に限る）、にかほ市）	
	(15) 仙北郡（大仙市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧仙北郡神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、仙北町、太田町、南外村の区域に限る）、仙北市、美郷町）	
	(16) 平鹿郡（横手市（ただし、平成17年10月1日に合併された旧平鹿郡増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の区域に限る））	
	(17) 雄勝郡（湯沢市（ただし、平成17年3月22日に合併された旧雄勝郡雄勝町、稲川町、皆瀬村の区域に限る）、羽後町、東成瀬村）	

令和6年 2月 9日

横手市地域公共交通活性化協議会  
会長 村田 清和 様

住所 横手市雄物川町今宿字棒突2番地  
事業者名 合同会社 沼館タクシー  
代表者氏名 代表社員 佐々木 康之  
連絡先 0182-22-2020



### 事業用自動車の最低車両数に関する要望書

当社は平鹿郡（現横手市）を営業区域に大正10年4月から、地域住民の移動の足としてタクシー事業を展開しているところです。

しかし、自家用車による移動が主流となったことに加え、昨今の少子高齢化による人口減少及び約3年にわたる新型コロナウイルス感染症の影響を背景にタクシー利用者が減少し、また、地元商店街の衰退もあり、現在保有しているタクシー3両について全車両の稼働ができない状況にあります。

この度、「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成29年東北運輸局公示第38号）の一部が改正され、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合、事業用自動車の最低車両数について、現行基準では5両以上であるところ、2両以上することが可能となりました。

つきましては、地域住民の移動手段として今後もタクシー事業を維持するために、下記について貴協議会で協議していただきますよう、ここに要望いたします。

#### 【要望事項】

- ・合同会社沼館タクシーに係る事業用自動車の最低車両数を2両としていただくこと。

以上

令和6年2月8日

横手市地域公共交通活性化協議会  
会長 村田 清和 様

住所 横手市平鹿町浅舞字福田 74-3  
事業者名 合資会社 浅舞タクシー  
代表者氏名 代表社員 佐藤 篤  
連絡先 0182-24-0109



### 事業用自動車の最低車両数に関する要望書

当社は平鹿郡（現横手市）を営業区域に昭和40年4月から、地域住民の移動の足としてタクシー事業を展開しているところです。

しかし、モータリゼーションの発達はもとより、昨今の少子高齢化による人口減少及び約3年にわたる新型コロナウイルス感染症の影響を背景にタクシー利用者が減少し、また、高齢乗務員の離職や地元スーパー、飲食店廃業など商店街の衰退もあり、現在保有しているタクシー4両について全車両の稼働ができない状況にあります。

この度、「法人タクシー事業の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」（平成29年東北運輸局公示第38号）の一部が改正され、市町村が設置する地域公共交通会議等で協議が調った場合、事業用自動車の最低車両数について、現行基準では5両以上であるところ、2両以上することが可能となりました。

つきましては、地域住民の移動手段として今後もタクシー事業を維持するために、下記について貴協議会で協議していただきますよう、ここに要望いたします。

#### 【要望事項】

・合資会社浅舞タクシーに係る事業用自動車の最低車両数を3両としていただくこと。

以上